

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（仮称）案等について

1．特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（仮称）案の概要

本年 5 月 30 日に、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度の導入、指定海域制度の導入等を内容とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）」が公布されたところである。

本省令案は、改正法の規定に基づき、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請書の記載事項、申請書の添付資料その他許可制度の運用及び指定海域制度の運用に当たって必要な事項を定めるものである。

省令案の主な内容は以下のとおりである。

(1) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可制度に係る事項

特定二酸化炭素ガス(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。)第 18 条の 7 第 2 号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。以下同じ。)の海底下廃棄の許可申請書の様式を定めること。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする期間
- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性
- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量
- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量
- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲
- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の方法

海底下廃棄をする海域の監視に関する計画に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 通常の場合に実施する監視（通常時監視）の方法、実施時期及び頻度
- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象が発生した場合に、当該障害が生じているかどうか又は生ずるおそれが生じているかどうかを判断するために実施する監視（懸念時監視）の方法、実施時期及び頻度
- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する監視（異常時監視）の方法、実施時期及び頻度

の申請書には、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置に関する事項を記載すること。

の申請書には、海底下廃棄をする海域の位置及び範囲を示す図面を添付すること。

海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法の基準は、次のとおりとすること。

- ・ 地層の著しい変動の記録がない海域において海底下廃棄をすること。
- ・ 将来において、地層の著しい変動が生ずるおそれが少ないと見込まれる海域において海底下廃棄をすること。
- ・ 海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を有している海域において海底下廃棄をすること。
- ・ 海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの状態の監視及び海域の監視ができる海域において海底下廃棄をすること。
- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するための必要な措置を講ずることができる海域において海底下廃棄をすること。
- ・ 当該海域及びその周辺の海域における、海洋環境の保全上特に保護を図る必要があるものの所在に関する知見が得られている海域において海底下廃棄をすること。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る申請者の能力に関する基準は、海底下廃棄実施計画及び監視計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があることとする。

海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する書類に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性
- ・ 当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される当該特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量、当該予測の方法
- ・ 特定二酸化炭素ガスに係る前記の予測及び当該特定二酸化炭素ガスの特性並びに海底下廃棄をする海域の状況を勘案し、当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出した場合に影響を受けるおそれがあるものとして、その影響等についての調査を行ったもの（潜在的海洋環境影響調査項目）
- ・ 潜在的海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- ・ 特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及びその範囲、当該予測の方法
- ・ 事前評価の結果 等

許可申請書の添付書類は、次のとおりとすること。

- ・ 海底下廃棄をする海域が ^{（一）} の基準に適合し、かつ、当該海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることを説明する書類（海域選定書）
- ・ 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類
- ・ 申請者の経理的基礎及び技術的能力を示す書類
- ・ 当該海底下廃棄をする海域において、当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄がされていた場合又は当該海底下廃棄の終了後に更なる海底下廃棄がされる予定がある場合においては、当該海域においてされた、又はされる予定の海底下廃棄の全体計画の概要を記載した書面

特定二酸化炭素の海底下廃棄の許可証の様式について定めること。

監視結果の環境大臣への報告について定めること。

変更許可、軽微な変更に関する事項その他必要な事項を定めること。

許可を受けた者は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関し、環境大臣から報告を求められたときは、遅滞なく、これを報告しなければならないこととする。

許可を受けた者への立入検査に係る身分証明書の様式を定めること。

(2) 指定海域制度に係る事項

環境大臣が指定する指定海域の公示方法及び指定海域台帳の調製方法を定めること。

指定海域における海底及びその下の形質の変更（形質変更）の届出に使用する届出書の様式を定めること。

届出書に添付する書類及び図面は、次のとおりとすること。

- ・ 形質変更の目的を記載した書類
- ・ 形質変更の施行に係る計画書（計画書）
- ・ 形質変更をしようとする場所を明らかにした指定海域の図面
- ・ 形質変更をしようとする指定海域の状況を明らかにした図面
- ・ 形質変更の施行方法を明らかにした図面
- ・ 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲を示す図面
- ・ 指定海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る設備の場所を明らかにした図面
- ・ 形質変更をしようとする者が、計画書に従った形質変更等を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを示す書類

形質変更の届出書に記載すべき事項は、次のとおりとすること。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 形質変更を行う指定海域の名称及び形質変更の内容
- ・ 形質変更の完了予定日
- ・ 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスへの影響の程度
- ・ 形質変更が完了するまでの間、当該形質変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれが生じないことを確認するために実施する監視の概要
- ・ 形質変更の施行中に特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に講ずる措置の概要

指定海域内における届出を要しない通常管理行為や軽易な行為として、港湾区域、海岸保全区域、道路、鉄道施設等の管理、漁業を営むための行為その他これらに準ずる行為等を定めること。

制度の施行時に既に形質変更に着手している者の届出及び非常災害のために必要な応急措置として形質変更をした者の届出について定めること。

形質変更の施行方法に関する基準は、次のとおりとすること。

- ・ 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスを海洋に漏出させるおそれのないものであるこ

と。

- ・ 特定二酸化炭素に起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を変化させないものであること。
- ・ 形質変更を行う指定海域に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の機能を損なうおそれのないものであること。
- ・ 形質変更が完了するまでの間、当該形質変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれが生じないことを確認するために監視を実施するものであること。
- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合には、その原因の調査その他の海洋環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

2．特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（告示・仮称）の案の概要について

1．の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（仮称）の規定に基づき、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し、申請書及びその添付書類の記載要領に当たっての留意事項等の必要な事項を告示するものである。

主な内容は以下のとおりである。

（1）許可申請書の記載に当たっての留意事項

申請者は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする事業者とすること。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に係る事項の記載に当たっては、次に掲げる事項等に留意し記載すること。

- ・ 海底下廃棄実施期間は、5年を超えない範囲内で記載すること。
- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性については、ガス等の発生源及び当該ガス等からの特定二酸化炭素ガスの回収の方法並びに特定二酸化炭素ガスに含有される物質ごとの当該特定二酸化炭素ガス中に占める割合又は濃度を分かりやすく記載すること。
- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量の見込み及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量を示すこと（圧入を終了した後の実施計画にあっては後者のみを示すこと）。
- ・ 海域の基準に従って採用する海底下廃棄をする海域の位置及び範囲を分かりやすく記載すること。また、海域の位置及び範囲を示す図面については、平面図及び断面図により分かりやすく示すこと。
- ・ 海底下廃棄の方法について、特定二酸化炭素ガスの回収、輸送並びに圧入等に用いる設備、機材等、圧入条件に関する詳細、特定二酸化炭素ガスの圧入等による地層内圧力の上

昇等の見通し、圧入井の維持管理の方法の概要等が明確になるように記載すること。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっては、次の事項に留意し記載すること。

ア 通常時監視について

- ・ 監視項目として、特定二酸化炭素ガスの状況に関する事項及び海域の状況に関する事項を記載すること（圧入を終了した後の監視にあつては、監視項目として海域の状況に関する事項のみを記載すること）。
- ・ 監視項目に係る監視の方法、実施時期及び頻度を記載すること。
- ・ 監視の頻度については、特定二酸化炭素ガスの状況に関する事項を原則として1年に1回以上、海域の状況に関する事項のうち地層内圧力の変化等を原則として1年に1回以上、特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲等を海底下廃棄実施期間に2回程度、海水の化学的性状を1年に1回（ただし、船舶使用による面的観測については他の監視の実施に合わせて一定期間ごとに）、海洋生物等の状況を海底下廃棄実施期間において1回以上確認する旨、記載すること。

イ 懸念時監視及び異常時監視について

- ・ 監視項目として、特定二酸化炭素ガスの状況に関する事項及び海域の状況に関する事項を記載すること。
- ・ 当該監視項目に係る監視の方法、実施時期及び頻度を記載すること。
- ・ 監視の実施時期及び頻度について、懸念時監視は、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象の発生後直ちに実施すること、異常時監視については、懸念時監視の結果、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生じるおそれが生じている状況等の場合には直ちに開始し、当該状況等が継続する限り実施する旨を記載すること。

特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に講ずる措置について記載すること。

(2) 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する書類（海底下廃棄事前評価書）の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意し、記載すること。

- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性については、既存の知見等によりその物理的及び化学的特性に関する情報及びその把握の方法を記載すること。
- ・ 特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合において予測される特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量の予測について、特定二酸化炭素ガスの漏出が生じた場合に影響の及ぶ範囲を推定するために必要な水深、水温等及び海域の流況並びにその季節的变化等の自然的条件の現況に関する情報及びその把握の方法について記載した上で、当該情報や海域選定書の情報等に基づき漏出事例仮説を設定し、最新の科学的知見を踏まえて予測した結果を記載すること。
- ・ 水環境及び海底環境、海洋生物、生態系並びに海洋の利用その他必要な項目を潜在的環

境影響調査項目として選定し、海底下廃棄事前評価書に記載すること。

- ・ 特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合において予測される潜在的環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲について、国内外での特定二酸化炭素の海底下廃棄の事例等からの予測等により、その結果について、定量的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- ・ 上記予測に基づく海底下廃棄事前評価の結果について記載すること。

海域選定書について、図面を用いるなど適宜の方法により、次に掲げる事項に関する情報及びその把握の方法を記載すること。

- ・ 地層の特徴に係る事項
- ・ 海底下廃棄された特定二酸化炭素ガスの潜在的な移動及び漏出の経路の推定結果に係る事項
- ・ 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの地層内での空間的な広がり及び特定二酸化炭素ガスの推定廃棄可能量に係る事項
- ・ 海底下廃棄をする海域の海洋環境の特徴に係る事項

特定二酸化炭素ガスが海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類については、当該特定二酸化炭素ガスの有効な利用の機会等について、適切な費用の範囲を考慮して検討した内容及びその結果について記載すること。

申請者の経理的基礎を示す書類については、申請者の直近の事業年度における賃借対照表、収支計算書等とすること。

申請者の技術的能力を示す書類については、申請者の過去の事業実績等を示す書類等とすること。

当該海底下廃棄をする海域において、当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄がされていた場合又は当該海底下廃棄の終了後に更なる海底下廃棄がされる予定がある場合においては、当該海域においてされた、又はされる予定の海底下廃棄の全体計画（全体計画）の概要については、全体計画に係る特定二酸化炭素ガスを海底の下に圧入する期間の見込み、海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量の見込みその他全体計画に係る特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の行為が適確に行われることを示す事項を記載すること。

3. 今後のスケジュール

パブリックコメント：平成 19 年 8 月 2 日（木）～平成 19 年 8 月 31 日（金）

施行：改正法の施行の日（1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書が日本国について効力を生ずる日）から施行